

第2期東京都男女平等参画審議会

第1回総会 議事録

1 日時

平成15年3月11日(火) 午後6時から8時まで

2 場所

都庁第一本庁舎42階 特別会議室B

3 会議次第

- (1) 会長及び会長代理の選任
- (2) 調査審議事項について
- (3) 配偶者等からの暴力対策の状況について
- (4) 意見交換
- (5) その他

4 出席委員

渥美東洋委員、加茂登志子委員、白石真澄委員、妹尾栄一委員、中島元彦委員
波田あい子委員、番敦子委員、広岡守穂委員、前田雅英委員、松原康雄委員
森野美徳委員、山崎美貴子委員、馬場裕子委員、野上じゅん子委員
原田敬美委員、武中力ナエ委員

5 配布資料

- 資料1 東京都男女平等参画審議会委員名簿
- 資料2 東京都男女平等参画基本条例
- 資料3 東京都男女平等参画審議会運営要綱
- 資料4 第2期東京都男女平等参画審議会について
- 資料5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- 資料6 配偶者暴力被害者支援機関関係図
- 資料7 東京の男女平等参画データ2003 <抜粋> 特集：配偶者からの暴力

資料 8 東京都男女平等参画審議会の運営について

6 議事録（全文）

午後 6 時 00 分開会

金子参事 お待たせいたしました。お見えになるご予約の方で、まだ見えていらっしゃらない方がいらっしゃいますが、時間になりましたので、これから「東京都男女平等参画審議会第 1 回総会」を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、また、夜間の開催にもかかわらず、ご出席くださりましてありがとうございます。

私は、本審議会の事務局を担当しております生活文化局男女平等参画担当参事の金子でございます。

本日は、第 2 期の東京都男女平等参画審議会の第 1 回総会でございますので、後ほど会長の選出をお願いする予定でございますが、それまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

また、委員就任の委嘱状でございますが、大変恐縮でございますけれども、皆様方の机の上に置かせていただきましたので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議事に入ります前に、本日の出席状況についてご報告いたします。ご出席いただいております委員の方は 13 名でございます。4 名の方がご都合により欠席でございます。あと 2 名は、遅れるというように聞いております。したがって、東京都男女平等参画審議会運営要綱第 5 に定める総会の開会に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、審議会及び会議録の公開・非公開につきまして、ご確認をお願いいたします。お手元の資料 3 でございますが、東京都男女平等参画審議会運営要綱というのがございます。審議会総会の次第の後、名簿がございます。その後、資料 2 がございますが、その次が資料 3 でございます。こちらの第 10 をご覧いただきたいと存じます。こちらに「審議会の会議は、公開で行うものとする。ただし、審議会の決定により一部非公開の扱いとすることができる」旨の規定がございます。ご意見がなければ、本総会は公開で行わせていただきます。よろしゅうございましょうか。

それでは、恐れ入りますが、着席をさせていただきます。

それでは、初めに、本日新たな審議会の発足でございますので、委員の皆様方をご紹介します。お手元の資料、先ほどの資料でございます 1 をご覧いただきたいと

存じます。あいうえお順になってございます。

まず、渥美東洋委員でございます。加茂登志子委員でございます。白石真澄委員でございます。妹尾栄一委員でございます。中島元彦委員でございます。波田あい子委員でございます。番敦子委員でございます。広岡守穂委員でございます。前田雅英委員でございます。松原康雄委員でございます。森野美徳委員でございます。山崎美貴子委員でございます。続きまして、馬場裕子委員でございます。野上じゅん子委員でございます。お一方、原田敬美委員は遅れる予定でございます。次に、武中カナエ委員でございます。

本日は、所用のため、庄司洋子委員、近藤やよい委員、鈴木一光委員、星野信夫委員はご欠席でございます。

以上をもちまして、委員のご紹介を終わらせていただきます。

次に、東京都の職員をご紹介申し上げます。三宅生活文化局長でございます。嶋津生活文化局総務部長でございます。

なお、本日は、幹事として関係局も出席しております。お手元の資料3の別表でご確認をいただきたいと思います。

続きまして、会長の選任についてお諮り申し上げたいと存じます。会長につきましては、運営要綱第3に基づきまして、委員の皆様の互選により選出することとなっております。ご意見がございましたらお伺いしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

前田委員 そうそうたる委員の先生方がお集まりで、どなたがというのは難しいと思いますが、私の専門に近いことで存じ上げているということだけではなくて、非常に広い範囲でご活躍されておられる渥美東洋委員に会長にご就任いただければと私、考えておるのですが、いかがでしょうか。

金子参事 ありがとうございます。ただいま前田委員から、渥美委員を会長にご推薦というご発言がございました。ご異議がなければ、渥美委員に会長をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり・拍手)

金子参事 ありがとうございます。ただいま皆様のご賛同をいただきましたので、本審議会の会長を渥美委員をお願いすることと決定いたします。渥美委員、どうぞ会長席にお移りください。

(渥美委員、会長席に着席)

金子参事 それでは、ここで会長にご挨拶をお願いいたします。また、運営要綱第3の3に基づきまして、会長代理のご指名もお願いいたします。

渥美会長 渥美東洋でございます。至らぬ者ですが、皆様のお力を得て、この審議会で

充実した審議が行われるように努めますので、皆様方のご協力をぜひとも賜りたいと思います。

今回、中心になって、後からどういう調査審議をするかという審議事項について局長のほうからお話がございますが、われわれが今抱えております問題の中の一つに家庭内暴力の問題があるようでございます。家庭に関係しますと、現在、日本の法律にありますものでも、児童虐待の問題、それに関して一つの法律がございます。それから、ストーカー規制法という法律ができて、それも家庭に関する問題でございます。さらには、少年の健全育成、子育ての問題、これもまた家庭に関する問題でございます。それらの問題が相互に関連しておりますので、それらをどのように有機的に検討しながら全体をつかまえていくかということは非常に重要でしょうし、また、費用の節減の観点から考えても、それから問題のありかをきちんと捉える上でも、恐らく全体に目配りにしながら、中心はどこに置くかという見方が必要になってくると思います。

この審議会には、社会的な問題を捉える方、それから心理的な観点からお捉えになる方、それから精神医学の観点から問題をお捉えになる方、ルールとシステムをつくる上で法律学に関係する方、それから、これらの問題を扱っていく一番重要な、われわれのコミュニティの領域の問題を日常的に扱っておられる方々、それらの方々が参画しておられます。そういう多くの観点を全体的・包括的に捉えるというふうにしないと、これらの問題は解決しないというふうに言われております。十分な皆様方のご審議の上で、少しでも良質な審議と審議結果が出ますように、皆様方のお力を期待いたします。私は交通整理をさせていただきますけれども、時折は私自身の経験に基づく見方も提示させていただきます。至らない者ですが、恐らく最長老であるという理由をもって選ばれたのだと思いますけれども、年がいておりますので、何とぞ皆様方のお力添えをぜひともよろしくお願い申し上げます。

金子参事 ありがとうございます。それでは、この後の進行は渥美会長によりしくお願いいたします。

渥美会長 要綱の第3に従いまして、あらかじめ会長が指名する委員を代理として指名しろということでございますので、恐縮でございますけれども、中島元彦さんに会長代理をお願いしたいと思います。お引き受けいただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

(中島委員、会長代理席へ着席)

渥美会長 それでは、座らせていただきます。早速、会議次第の議事の第2「調査審議事項について」に入らせていただきます。

三宅生活文化局長から、調査審議事項についてご説明賜ります。

三宅生活文化局長 生活文化局長の三宅と申します。渥美先生をはじめといたしまして、委員の皆様方、本当にお忙しい中、こういった審議会の委員をお引き受けいただきまして本当にありがとうございます。また、本日は、お忙しい中、また、夜間にもかかわらず、本当に皆様の日程調整でこういう時間になってしまいました。お許し願いたいと思います。いろいろ本当にありがとうございます。

さて、東京都では、2000年に「東京都男女平等参画基本条例」というものを策定いたしまして、男女が対等な立場であらゆる分野で活動に参画し、責任を分かち合うという社会の実現を目指しております。この審議会も、条例に基づいて設置されているものでございまして、第1期は、もう3年前でございますが、2000年の7月に開かれておりまして、そのときは男女平等参画のための東京都行動計画の基本的な考え方についてご審議をいただきました。今回は、先ほど渥美会長からもお話がありましたように、配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対策について調査審議をしていただくという予定にしておりますが、皆様ご承知のように、対等な立場で社会をつくっていく、あるいは責任を分かち合っていくという目標に対して、やはりわれわれが一番懸念するのは、暴力によってそれぞれ相手方を虐げるといったようなことでございます。特に今、配偶者からの暴力が、殺人も傷害も暴行も、それぞれの件数が非常に多くなっております。いずれ資料はご説明すると思いますが、そういった急激な事件の発生、まだまだ潜在的にもたくさんあると思いますが、そういったことから、いわゆるDV防止法も制定されたわけでございます。東京都のウィメンズプラザにおきましても、配偶者暴力の相談支援センターで相談とか情報提供も行っております。本日、委員でご参加いただいております番委員も法律相談をやっていただいておりますので、そういったことについてもご審議の際にいろいろな参考になるお話をお聞きできると思っております。

そういったことで、行動計画の中でも、家庭内における暴力の防止ということを非常に大きなテーマとしておりまして、福祉局にあります女性相談センターとともに、この法律に基づく配偶者暴力相談支援センターという機能を担っております。最近のデータでは、月600件の相談がございます。一時保護につきましても、月30~40件という非常に膨大な量になっておりまして、私ども、その実態をどこまで把握できているのかということに対しては、いささか不安になる数字が出ております。そういったことで、私どもは今後、家庭内におきます、あるいは配偶者からの暴力について、どのように対処していったらいいのかということについて、ぜひ委員の皆様方のご助言をいただきながら、課題の克服に向かっていきたいと思っております。そういう意味では、被害の実態の把握・分析、あるいは

は問題点、課題の整理・抽出をお願いしたいと思っております。

実態の把握、あるいは対策のあり方をご議論いただく際に、委員の皆様方にも、もちろんご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、配偶者暴力相談支援センターのウィメンズプラザと女性相談センター、あるいは先ほど渥美会長からもお話がありました児童虐待の問題で、児童相談所や子ども家庭支援センターなどの施設見学なども予定をしておりますので、ぜひ委員の皆様、現場も見ていただきたいと思いますと思っております。DV被害もいろいろな形であらわれておりますので、私どもはいわゆる調査審議という形でご審議をお願いしておりますが、本当に幅広い視野をもって、将来像も含めたご議論をお願いしたいと思いますと思っております。

また、国のほうではDV防止法の見直しも予定されておりますが、結構迷走しているようで、今の状況がどんな状況がよくわかりませんけれども、少し早まった、あるいは政治的状況で少し遅くなりそうだとか、いろいろございますが、国に対しても、われわれは意見を申し入れるということもございますので、別に結論が出た段階でなくても、いろいろな場面場面でご意見をいただきながら、そちらのほうにも参考にさせていただきたい、こういうふうに使っております。非常に複雑なテーマでございますので、私どもも十分なデータをご提供できるかどうかおぼつかないわけでございますが、皆様方のご審議をできるだけ支えていけるようにがんばりますので、よろしくご指導いただきたいと思います。どうもありがとうございました。

渥美会長 ありがとうございます。ただいまDVの状況について、それから国の法の改正の状況についてのご説明を賜りましたが、今の説明について不明の点等ございましたら、事実確認でございますけれども、ご質問がございましたらお寄せいただきたいと思います。何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、ただいまの説明を前提にしまして、配偶者暴力に関する被害の実態をご存じの方、あるいは、その対策の立て方、先ほどの局長の表現によりますと、幅広い、全体を見据えたようなご意見を賜りたいというふうに思いますので、お考えになっておられることを今回ご自由に発表していただきたいと思います。原則お1人1回のご発言をお願いすることにいたしますが、どなたでも結構ですが、一番最初にどなたかから口火を切っていただきたいと思います。なければ、こちらからご指名申し上げますが。

金子参事 先に資料の説明をさせていただいてよろしゅうございますか。

渥美会長 では、資料の説明をお願いします。

金子参事 それでは、座ったままで大変失礼でございますが、お手元にいろいろ資料がございますので、ごく簡単に私のほうから説明をさせていただいて、その間にご発言内容

を考えていただければと思います。

一つ、グレーの資料がございます。これは、もとの調査報告書であるとか、私どもの条例、それから行動計画でございます。それと、先ほど資料1から順番に使わせていただきましたが、資料4がこの参画審議会の審議事項と検討内容について説明してございます。

資料5が、皆様もうご案内の方が多いかと思いますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、通称「DV防止法」でございます。これにつきましては、平成13年4月に制定されまして、13年10月から一部施行、翌14年4月から全部施行となっております。

前文にございますように、「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為である」と明確にうたい、「人権の擁護と男女平等の実現を図るには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である」としております。このDV防止法では、法律の2ページにございます3条に、各都道府県が配偶者暴力相談支援センターを設置して、相談、一時保護、自立支援などの業務を行うこと。それから、第10条、3ページにございますが、保護命令の申立ての制度ができること。また、7ページ、第29条でございますが、この保護命令に違反した場合には厳しい罰則が科せられるということを定めております。先ほど局長からも申しましたけれども、東京都の配偶者暴力相談支援センターでございますが、資料7の4ページ、右上にページが付してございますが、「東京の男女平等参画データ2003」という資料でございますが、この4ページの下段に「東京都の配偶者暴力相談支援センター」というのがございまして、ここに先ほど申しましたように、ウィメンズプラザと女性相談センターの機能を記してございます。

それから、同じ資料の13ページをお開きいただきたいのですけれども、こちらには配偶者暴力支援センターの一翼を担う東京ウィメンズプラザの相談件数の推移が折れ線グラフで記してございます。これを見ていただきますとわかりますように、DV防止法施行の10月に一度大変増え、それから配偶者暴力相談支援センター業務開始の14年4月以降、また伸びて、現在まで、ウィメンズプラザにおいては月300件近くで推移しております。

それから、次の18ページでございますが、こちらにはもう一つ、一翼を担う東京都女性相談センターの配偶者からの暴力による相談件数が記してございます。来所、電話の相談状況でございまして、これは経年変化が載っておりますが、平成9年度から13年度まで毎年増加を続けまして、5年間でおよそ3倍となっております。

19ページには、一時保護の利用状況が記してございます。これは、11年度に一時減少が見られるものの、12年度、13年度は母子、単身ともに増加しているという状況になっております。

それから、法律にございます保護命令について、この資料の4ページにございます。済みませんが、戻っていただきます。この4ページに保護命令の内容について、枠の中に接近禁止命令、退去命令、この二つがあるということでご説明をしてございます。この保護命令に違反しますと、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となるということでございます。保護命令の対象となる暴力は、これは見直しのところで議論になっているところでございますが、配偶者からの身体に対する暴力であって、単なる同棲相手、恋人は対象にしておらず、また、精神的暴力や性的暴力は対象に含まれておりません。それから、先ほど見直しの話がございましたが、附則において見直しが記されてございます。

以上がDV防止法の概要でございますが、先ほど配偶者暴力相談支援センターについてご説明申し上げましたが、配偶者暴力被害者の支援には、いろいろな機関が関わってございます。そこら辺について簡単にご説明をさせていただきますが、今の資料7の手前に、少し折りたたんだA3の紙がございます。「配偶者暴力被害者支援機関関係図」というのがございます。左下に先ほど説明いたしました配偶者暴力相談支援センターがございまして、こちらが東京都の役割ということになります。それから、上のほうにまず警察がございまして、この配偶者暴力対策に関しましては、警察の役割は大変大きく、相談、暴力の防止や被害者の保護、保護命令の通知による対応や、命令違反の検挙など、被害者、加害者の双方に大変深く関わりをもって支援・援助をしておられます。その下が区市町村でございまして、区市町村窓口である福祉事務所、女性センター、保健所などで相談・情報提供などを行っております。そこから必要と思われるケースなどにつきましては、配偶者暴力相談支援センターなどに紹介されて、専門的助言や一時保護など必要な対応がなされるものもございます。また、地域においては、今日、委員としてご出席いただいておりますけれども、民生委員の方、児童委員の方、それから学校、病院の医師などの方々がご相談・助言など、あるいは通報対応などを行っておられます。

それから、右側の部分でございますが、こちらは一時保護を経て、緊急対応の後、自立に向けた支援の対応のフローになってございます。一時保護は原則2週間まででございますが、そこから母子生活支援施設、昔、母子寮と言っていたところですが、婦人保護施設などへいらっしゃる方、また、アパート、友人宅、実家などで自立を目指す方などいろいろございますが、この一時保護以降の自立に向けた支援が大変課題が多いところがございます。例えば、自立に必要な就労、住宅の確保が大変困難でございます。また、住民票の移動や健康保険の取得が困難なケースなどもございます。子どもさんを連れていらっしゃる方は、保育や就学の問題が生じます。このように地域に多数ある関係機関にどうつなげ、どう問題解決を図っていくかというのが、被害者支援、自立支援にとっては大変大きな課題とい

うふうに言えるかと思えます。

それでは、またもとに戻りまして、資料7のところ、データの中から幾つかポイントを絞ってご紹介をさせていただきます。資料7の5ページをお開きいただきたいと存じます。この5ページには、内閣府が集計しております全国の配偶者暴力相談支援センターの状況がございます。今年の4月から9月までの半年間の結果でございますが、相談件数でございますが、東京都が一番多いという結果になってございます。

それから、6ページをお開きいただきたいと存じますが、ここで見られますように、被害者は圧倒的に女性が多い。これは、相談窓口に来る方が圧倒的に多いということでございます。それから、年代別では、上の円グラフを見ていただきますとわかりますように、30代が一番多く、40代、20代と続いております。これは、次の8ページを開いていただきまして、8ページに警察庁のデータも出ているのですけれども、こちらも同様の結果となっております。30歳代といえますと、まだ小さい子どもさんを抱えている方が多いものと推測されまして、子どもさんへの影響が大変懸念される点でございます。

それから、10ページが保護命令に関する状況でございます。これは、DV法施行以降の1年間を10月から4月、それから5月から10月の前半と後半に分けて比較したものでございまして、薄い網かけの前半の部分に比べまして、濃い網かけの後半部分は約1.7倍となっております。施行後、日がたつにつれて、保護命令がこういった形で増えているということがわかりいただけるかと思えます。

あと、東京都が過去に行いました調査から、暴力の実態についてわかっているところを若干説明をさせていただきます。ちょっと飛んで申しわけございません。23ページをお開きいただきたいと存じますが、23ページには、平成12年度に東京都が実施した調査の結果が出てございます。この調査の対象は、DV防止法の保護命令の対象とは違いまして、精神的あるいは性的暴力も含んだ広い概念で暴力を捉えておりますが、この結果を見ますと、過去1年間のDV被害の経験では、男女とも「何を言っても無視する」、「大声で怒鳴ったり、罵ったりする」という例が多く、「何度もあった」、あるいは「1、2度あった」、これを加えますと2割を超えているという結果となっております。また、この表の真ん中より下のほうに身体的暴力に類する項目が並んでございまして、パーセンテージでは余り目立たない数値ですけれども、例えば「立ち上がれなくなるまで殴る蹴るなどのひどい暴力を振るう」は、1.2%の女性があったとしております。これは、該当の回答数887人に対しまして、こういった暴力を受けた方が10名いらっしゃるということになりまして、この数値もかなり深刻な状況をあらわしているのではないかというふうに思われます。

それから、26ページをお開きいただきたいと存じます。これは少し古くなりますが、平

成9年度に実施いたしました女性に対する暴力調査結果でございます。これは暴力被害経験をもつ女性からの聞き取り調査でございます。有効回答数は52件となっておりますが、これによりますと、暴力の時期は「交際し始めてから結婚まで」が約3割に始まりまして、「交際から結婚5年まで」は8割が始まったとしております。暴力の種類としては、身体的暴力、精神的暴力が重複している様子が伺えます。また、身体的暴力の内容といたしましては、次の28ページになりますけれども、「殴る」、「蹴る」、「物を投げる」、「暴言」が多くなっております。

29ページになりますが、一番ひどかった暴力というのは結婚後10年以上たってからが最も多く、暴力を受けている期間も長くなっている傾向がございます。こういう方々の暴力というのは一番深刻であろうかというふうに思っております。

それから、32ページをお開きいただきたいと思います。暴力を受けた本人に対する影響でございますが、暴力による影響というのは「顔が腫れる、顔にあざができる」、「頭部にけが・こぶができる」、「骨折」など、身体的外傷が78.7%。精神的影響、「ノイローゼ・寝込んでしまう」が34%。あるいは「萎縮したり脅えてしまう」が29.8%などとなっております。

それから、34ページには、被害者、加害者の状況として、これは年齢、学歴、年収などによる差があるかどうかということでございますが、こういうものは被害者、加害者双方ともに、こういうものの差による顕著な差異は見られない。つまり、どのような家庭にも起こり得るものと考えられるということがこれで見られるかと思っております。

それから、39ページに、DV被害を受けたときの対応についてアンケートをとってございますが、DV被害を受けた後、「相談をした」と回答した女性は全体の4分の1でありましたけれども、相談先は「親・兄弟姉妹等の親戚」、「知人・友人」が大半を占めているといったような状況になっております。

以上がデータ及び調査結果から見ましたDVの状況でございます。ただいま説明いたしましたうち、東京都が行いました調査等につきまして、このグレーのバインダーに綴じ込んでございますので、ゆっくりご参照いただきたいと思います。

以上、ちょっと長くなりましたけれども、私のほうから参考までに説明をさせていただきました。終わらせていただきます。

渥美会長 金子参事、どうもありがとうございました。ものを考えるときの前提の情報として、重要な内容のものが入っていると思います。

それでは、今の説明について、確かめておきたい点がおありになる方はお確かめ願いたいと思いますが、何かございますか。

ございませんでしたら、先ほど申しましたように、それぞれ皆さんからご発言を願って、本日からこの問題についての視野を広げる作業に入りたいと思います。どなたからでも結構でございますが。

金子参事 申しわけございません。原田委員がお見えになりました。原田委員でございます。

原田委員 港区長の原田でございます。今日は議会の関係で遅くなりまして、大変失礼いたしました。どうぞよろしく願います。

渥美会長 ありがとうございます。それでは、どなたかから口火を切っていただきたいと思えますけれども、ございませんか。

幾つかのご経験もおありになって、われわれと同じ仲間プラクティスをやっている番さんから何かありますか。

番委員 弁護士の番と申します。実際にDV事件を担当しております。数多くやっております、担当だけではなくて、今、ウィメンズプラザで相談員として月1回、3時間、3件の相談を受けております。先日も非常にひどい深刻な相談がございまして、どうしてこんなことになるのだろうと、幾つも事例を持っていますけれども、唖然とするような相談もございました。本当に命の危険があるということで逃げ回っているという、かなり年配の女性だったのですが、今のご説明は、資料も見せていただいて、とても参考になります。

私が今興味を持っておりますのが、もちろん実際に私たちが取り組む保護命令がどうなるのかということです。確かに、DV防止法ができて、被害者がDVについて違法行為である、犯罪行為であるという認識を持ったことが社会全体を動かし、被害者自身が声を上げるといったことになったと思います。相談件数が非常に増えているということがそれを確実に物語っておりますし、もっと大きいのは警察が乗り出してきてくれた。家庭に警察は入らないという原則が破られて、DV被害者に対する警察の援助が公でできるようになったということは、被害者の身体的安全を図る上で非常に大きな効力になっていることは間違いありません。私自身も、警察に被害者と一緒に行くと、非常に好意的な対応をしてもらって本当にホッとすることがございましたので、それについては本当によかったと思っているのですが、やはり保護命令については問題点が多々あります。ここは保護命令だけの問題をやることではないので、それを細かく言うことではないですが、6カ月の接近禁止命令といいますと、ほとんど離婚が絡みますので、離婚調停がそこで何カ月か過ぎてしまう。その間に、離婚を早くしなければ保護命令が切れてしまうというような状況が出てくる。それから、同一内容での更新ができないということとか、退去命令2週

間、被害者がなぜ出なければならないかという基本的な問題もあります。

それから、一番気をつけなければいけないのは、被害者が隔離されなければいけない、あるいは逃げなければいけないという状況を、どのように安全に社会で守っていくか。先ほど住民票などの問題がありましたが、住民票は開示しないという問題もありますので、私の知っているケースで、離婚してもう何年もたつのに住民票を動かさないという方もあります。そういうような実態をどうするか。私も、いつも住民票はどうしましょうかという相談を受けて困ります。それから、健康保険証の問題もあります。やはり生活が、現実には女性は専業主婦で生活力がない場合には、それが原因で出るに出られないということが多くなるのですが、出て行っても、自分で社会で子どもを抱えて生きていくというところまでなかなか行き着かないということもあります。

精神的な被害については、加茂先生などが十分おわかりの点で、私は専門ではないですけども、やはり被害者の方が繰り返し、先ほど統計上も長期間の暴力を受けているということですが、そうなりますと、なかなか自立の元気というのが出ないんです。PTSDまでなっているかどうかはともかくとして、その元気を与えるために、シェルター、それから、もちろん女性センターとか、公的施設、民間シェルターも含めて、やはり全体でバックアップしなければいけないだろうと思います。その意味では、社会的な問題だという認識で連携が必要ですし、こういうような審議会で、よりよい対応を考えていくというのが重要だと思っております。

私もいろいろなことをやっておりまして、業務に食い込んでいる状況ですが、この審議会は自分の扱っている事件とも非常に関連しますし、こういうような社会の流れをこれからつくっていかなければならない、始まったところだと思いますので非常に興味があります。皆様のご意見も伺いたいと思います。以上です。

渥美会長 今伺っただけでも、例えば保護命令ですと、この広い東京で裁判所は支部を含めて二つしかありません。その二つで全部を扱うというのがまともなのかどうかという問題も恐らく抱えていらっしゃる。それから離婚調停との結びつきなども、どれだけ十分なものであるかという点を痛感していらっしゃる。先ほどいろいろおっしゃいましたけれども、連携がされていない。十分な体制ができていない。だけど、法律はこうなっている。そこで実際の問題の解決上、ずいぶん苦しんでいらっしゃるということを今ご説明になりました。

さて、そういう実情だということですが、今、番さんからお名前が出ましたけれども、心の問題との関係で加茂さんから何か一言。

加茂委員 東京女子医大の加茂と申します。私、1997年から東京都の女性相談センター

のほうで非常勤の精神科医ということで勤務させていただいて、センターにいらっしゃるのにはDVの方だけではないですけれども、やはりDV法ができるあたりから非常にパーセンテージが上がってきて、拝見する患者さんの数も非常に増えてきています。1999年あたりから、いろいろな角度から調査させていただいているのですけれども、やはり精神的な被害は非常に多くて、1999年から2001年にかけて66名の方のスクリーニング調査というのをさせていただいたのですけれども、子どもを連れていらっしゃる方もいらっしゃるのですけれども、お母さんだけでも精神科医療がとりあえず必要だという方が、少なく見積もって5割ぐらい。恐らく精神科というのは非常に敷居が高いものですから、受診したくないという方もおいでになるので、7～8割は何らかの関与が必要であるというふうに考えたほうがいいのではないかと思います。

それから、お子さんのほうまではまだ手が回っていないのですけれども、ちょっと診て、夜中に非常に夜鳴があるとか、あるいは眠れないとか、非常に多動であるとか、そういった問題を抱えたお子さんもずいぶんいらして、子どものほうは手つかずですけれども、こちらのほうにも追い追いかかっているかなければいけない状況にあるというふうに考えています。

それから、東京都の女性相談センターは、緊急一時保護ということで関わる期間が非常に短いものですから、私たちは逃げてきたごく最初のところを拝見するのですけれども、もっとずっと長い目で見たらどうなのかということも実は余りわかっていなくて、問題なんですね。アメリカの調査などですと、3～4割のパーセンテージでPTSDないうつ病が発症しているということが言われていて、これに関しては、精神医療の問題だけではなくて、例えば裁判をやっていくとか、調停をやっていく上に当たっても非常に問題になるのではないかと思います。番先生などもよくご存じでしょうけれども、PTSDの方、うつ病の方というのは非常に自分のことがうまく言えなくて、話がまとまらなくて、非常に多弁になったかと思うと、逆に全然しゃべれなくなってしまったりということがありまして、そのことが法廷の場で信用ができないとか、いつもコロコロと変わってしまうとか、あるいは法廷の場で夫に会いますと、本当にその場でかつてのDVの場が再現されてしまって、言うことを聞かざるを得なくなってしまったりということも多々ありまして、そういったことでは、精神科のサイドからきちんと被害者あるいはお子さんの病像を見ていくということも、いろいろなところで、また法的な場などでも役に立っていくのではないかと考えております。

残念ながら、精神医療の中でもDV被害者がこんな状況にあるということはまだわかっていないことが多いものですから、こういったケースに関わっていける、特に長期的に関

わっていける医者というのが非常に少なく、患者さんが非常に増えて、私のほうも対応に追われているような状況です。こんなふうに分の中で幾つも課題があるのですけれども、今回のようにいろいろな角度から相談する場所に参加させていただいて、自分の見てきたこと、これからやりたいことなどを言わせていただける機会をいただいて、非常にありがたく思っております。

渥美会長 非常に幅広い、非常に複雑な、原因が多岐にわたる問題ですし、それを最初扱われたときに、ただ単に配偶者の問題だけではない、家族のほかの人にまで問題が及んでいる。それをどうやってつかまえるか。先ほど申しましたけれども、DVの問題と児童虐待の問題はかなり複雑に絡み合っているはずですし、いろいろな問題が絡み合っているはずですが、それが有機的に働くようにするのにどうしたらいいかというような観点も、今お話しくささいました。

そうすると、今、精神医学の観点からお話があったのですが、今度は社会のあり様との関係で、システムのどこを全体として扱えばというような観点から、松原さんに何か一言いただければと思います。

松原委員 明治学院の松原です。私の専門は児童福祉ですので、児童虐待に限定されてしまうかもしれないのですが、児童虐待防止法ができて、虐待に四つの区分が法の中に盛り込まれました。その中に心理的虐待というのがあるのですが、日本の法の書き込み、それから解説を見ますと、直接、子どもに対して言葉による暴力ですとか、無視をするとか、そういう解説しか載せられておりません。しかし、今、余り海外の話をしてもしようがないのですが、英米の子どもに対する心理的な虐待というのを見ますと、主として取り上げられるのは夫婦間暴力の目撃なんです。

もう一つ、夫婦間暴力を目撃する子どもというのは、50～60%が直接加害者から被害を受けているという調査結果が出ております。ところが、その辺を今、システムということ言えば、児童虐待防止法がカバーをし切れていない。と同時に、今度はDV法を読みましても、第1条の定義のところ「被害者」というのが出てくるのですが、そのことはカバーをし切れていない。こういうシステム上の問題が一つあります。

これは個人的な経験なので、そこから敷衍をしていきたいと思うのですが、数年前に、深夜、こういう電話が私のところにかかりまして、夫婦間暴力のあったご家庭で、夫のほうは刑務所に入所している。それが、来週、突然出てくることがわかった。それで、また再発が懸念をされるので逃げ出したいと。ところが、お子さんが男の子で中学1年生。そうすると、シェルターが利用できないんですね。男の子で年齢がオーバーしてしまいますので、さて、どうするかというのがあります。母子生活支援施設が提供する一時保護を利

用しようかと。そうすると、これが居住地区でないと利用できない。同じ地域の中で逃げてどうするんだという話があって、広域措置の問題が出てくる。もちろん、シェルターの中でそういう年長の、特に男子の子どもにどう対応できるのか。こういう問題がシステム上の問題としてあります。

非常に難しいのですが、このことの根幹のところにもう一つ問題があるのは、今の日本の民法ですと、親権というのは共同親権になっておりますので、離婚が成立しませんが、子どもを入所施設に措置をするという時点で、厳密に言いますと、本当は加害者である夫がいたというケースを想定したときに、かつ離婚が成立をしていないときに、さまざまな状況で子どもについて児童福祉施設を利用するといったときに、現実的にはいろいろな解決をしているのですが、システム上はいろいろな課題が生じてくるということで、児童福祉という観点から見て、幾つかそういう谷間に今落ちている問題というのがあって、会長がおっしゃったように、それをシステムのところで対応していかなければいけないでしょうし、こういういろいろな矛盾を抱えながら、私の分野で言えば、児童相談所等がいろいろ苦勞をされて現実的な解決を図っておりますので、そういう現場の支援といいたいまいしょうか、サポートというのも一つ考えていかなければいけないというふうに思います。特に、実際に対応する児童相談所のワーカーの方というのは大変ですし、直接、暴力の被害に遭われるような例もありますので、身体的にもそうですけれども、現場のつらさをサポートしていくような体制というのにも必要かなというふうに考えております。

渥美会長 フォーマルなシステムのお話を中心にされたのですが、非公式なシステムとして一番重要なのが、恐らく共同体の中での助け合いの問題といいたいまいしょうか、そういう問題があると思いますけれども、そういう点について、森野さん、ジャーナリストとして何か現実のことをつかまえていらっしゃると思いますので、われわれにお教えくださることがありましたら一言。

森野委員 私は、ご専門の先生が多くいる前でそう詳しいことは言えないのですが、今回の話を聞くに当たって、ちょっと一般的な話になるかもしれませんが、実際に家庭内暴力で殺人事件にまで至るような事例というのは、昨今はよく新聞報道等でも知られているのですが、それ以前に、今、こういう十数年にわたる不況の中で、とりわけサラリーマンがどんどんリストラに遭うとか、それから、その中で自殺者が今、年間で3万人を超しているとか、つい先日、ガムテープでぐるぐる巻きにして妻を殺したという事件がありました。これは税務署のOBですね。だから、これは国家公務員でしょうけれども、やはり税務署なども仕事はかなり厳しくなっていて、そのストレスが結局、家庭内での暴力を誘発している。そういう大きな社会的背景があるかと思えます。

それから、今日の話では、比較的お困りなのは30代、40代のケースが多かったと思うのですが、これからは、先日の税務署員ではありませんけれども、OBになってリタイアした後に、むしろその後、場合によっては、今日は小さい子どもを抱えている例が多かったですけれども、夫婦2人きりになった後、本当に生きがいを失ってしまった男性のサラリーマンOB、あるいは公務員OBがこういう状況になるという事例が多いのではないかと思います。実際に私の先輩方、特に新聞記者のOBで60歳を過ぎた人などに聞いてみると、会社を辞めた後、毎日一番の関心事は、奥さんの顔色を伺うことが一番大事で、それで間が持てなくなるとちょっと犬を連れ出して散歩に出る。そのタイミングをどうやってはかるかが毎日最大の関心事だと、そういう定年退職されたOBもいるわけで、そういったちょっと極端な話は別としまして、今の非常に長い不況の中で、男女問わず、精神的に追い詰められているという、この大きな背景というのを一つ捉えていくということが重要かと思えます。

渥美会長 今、加害者側というか、そういうところにも問題がある。それをどういうふうに扱うかというのは大きな問題です。ところが、それについて十分な網の目が、少なくとも日本の場合には、法律上張られていない。こういう問題もずいぶんあると思えます。

また、社会的な基盤の問題からもう一回戻ってみて、心の問題について、妹尾さんから何か一言ございましたら。

妹尾委員 東京都精神医学総合研究所というのは財団法人の研究所ですけれども、東京都の健康局のほうに採用されていまして、一応その研究所のほうに出向させていただいているという形になっています。今、薬物依存研究部門というところで研究させていただいていまして、私は精神科医でもあるのですけれども、主にアルコール依存症とか、覚醒剤とか、シンナーの薬物依存症の患者さんの治療が専門です。それで、やはり事柄上、依存症という部分と暴力加害者というところはある程度結びついていて、例えば男性のアルコール依存症の人と女性のアルコール依存症の人が結婚したとして、やはり男性の側から女性の側への暴力ということはよくあることです。

ですから、そういう点では、単に依存症を治療するというのではなくて、暴力的な関係をどうしていくかということも、遅まきながらですけれども、やはり考えていかなければいけないというふうに思っています。

それから、最近特に気がつくことですけれども、女性のアルコール依存症とか、場合によっては薬物依存症の場合、暴力の被害者になる確率がすごく高いような気がして、例えば結婚している者同士が両方依存症ということもあるのですけれども、必ずしも配偶者、男の側が依存症でなくても、酔わないでも殴るDV加害者ということは当然あるわけです。

よね。そういうことで、結局、依存症を治療しているとはいうものの、実際、女性の依存症の人の治療というと、いかに暴力的な関係から逃れさせてあげるかみたいな、そういうケースワークのようなことも結局直面せざるを得ない。そういうところになっています。

そういうことで、今後ともいろいろ勉強していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

渥美会長 ケースワークの問題になってくると、混乱が起こった場合のマネジメントの問題とか、感情のマネジメントの問題というのは、恐らくかなり重要な問題になってくると思います。それらについて、また精神科のお医者様からお話を伺ってみると、それから、社会的な力の与え方の問題という観点からも、何か教えていただくものがあればいいと思います。

では、波田さん、次いで白石さん、さらには山崎さんから、それらの点についてお話をいただければと思います。

波田委員 波田と申します。私は、バックグラウンドは社会学です。東京都精神医学研究所というところの端っこのほうに、もう30年近く首の皮一枚で、履歴書を毎年書いて、30回ぐらい書いて、貼るたびに写真がだんだん老けていって、このごろは貼りたくないなというふうな、そういう者でございます。

1993年に、民間シェルターという名前を名乗って、ほかの方たちと一緒に民間シェルターを立ち上げて以来、この問題をやってきて、全国シェルターネットというものをみんなで作って、今、50カ所ぐらいの全国の民間シェルターでやっておりますけれども、何せ財政事情で、これは日本に定着するか否か、この2～3年が山場だなというふうにひしひしと感じている者です。

1人で余り長くしゃべっても何ですけれども、今、私が非常に感じていることは2点ありまして、ちょっと話させていたいただきたいのですけれども、90年代の初めにシェルターをやったころに逃げ出してこられる方には、二つの方向がありまして、20代の真ん中ぐらいで、小さな子どもを抱えて逃げてこられる方。それから、中間がなくて、次はもう子どもたちが家出したり、ドラッグをやったり、いろいろなことをやって、家を出てしまってから、50前後になって来られる方、この二つの山があったのです。

それで、DV法ができましたから、私は、これは日本のDV防止法はいろいろ不足な点があるにしても、一番大きな効果であるというふうに私は確信しているのですけれども、30代で乳幼児を連れて出てこられる方が大変増えたということです。これは、予防的な観点から考えれば、大変にいいことでしょうけれども、それをどうするか。ちゃんとしないと予防的にもならないわけですけれども、これは、青春期を越してからでは問題が大変複

雑になって、後がなかなか大変になるわけで、少なくとも小学校2年生、3年生ぐらいまでに逃げ出してこられて、生活体験を1年ぐらいかけて、いろいろな自分のケアをされて自己感覚を取り戻されて再出発ができれば、子たちに対する影響は大変小さくて済んで、これこそがこの問題の予防効果としては一番大きいと思うので、このDV法ができた効果をどう生かすかということが、今の日本にとって一番直接的で大きなことだということ非常に感じておりまして、そういうことで、この審議会のメンバーになれまして、こういうさまざまな分野の先生方と一緒に仕事ができることを大変期待しているというのが一つです。

それからもう一つは、韓国の調査をトヨタ財団のお金をもらいまして3年ばかりやりまして、妹尾先生も一緒に、それから、今日は庄司先生はいらしていないのですけれども、十数人のメンバーで、韓国のKWDIという、韓国女性開発院と国立のジェンダー研究所の方と一緒にやりました。そのとき、韓国は日本より早くこの問題に取り組んだということは、今すでにいろいろな方が存じていらっしゃる事実になっていると思うのですが、その中で、私が一番痛感しましたのは、日本はたくさんの、特に被害者支援に関してずっとやってきたし、そして、リソースもなくはないのに、なぜかうまくいかない。もったいないという感じがすごく強く、特に韓国と比べた場合、韓国はリソースが少ないですけれども、少ないリソースを非常にうまく何とかしている。だけど、日本はたくさんリソースがあって、それを経済学者がどういうふうに計算されれば、それについて幾ら使っているか、韓国は幾ら使っているかということは計算できると思うのですけれども、非常に効率が悪い。この効率をよくすれば、もっともっと実際持っているものを生かすことができるだろう。それが、いわゆるここの中のテーマとして、検討事項として、区市町村、民間等との役割分担と連携のあり方と3番目に書いてある、このことと関わるのかなと。あるいは、先ほど松原先生がおっしゃいましたこととも関連するのかなというふうに思っておりまして、そういうことがこういう場で何か前進すればいいなということを変期待しております。ちょっと長くなりましたが、ありがとうございました。

渥美会長 資源の動員ということを考えて、費用を効率的に使うということは非常に大切です。そういうご指摘だったと思いますけれども、その点をめぐって白石さん。

白石委員 東洋大学の白石でございます。私は、ここに並んでいらっしゃるフィールドワークをしていらっしゃる現場の方とは違って、学問領域ではこれを学生に教えておりますが、ほとんど現場のことはわかりません。今日ちょうだいいたしました貴重な資料を拝見して、データをいろいろ紡ぎ合わせていくと、私なりの興味深い視点が幾つか見えてくるのです。例えば、お示しいただいた資料6などは、現行の支援機関とか関係図があって、

今どういうことをやっているかというようなことを体系的にお示しいただいているわけですが、私は、ここに漏れてくるであろう施策や関係機関というのが今後幾つも出てくるだろうというふうに思うのです。

例えば、相談に来られる件数、6ページなどでは、60歳以上の方はわずか8%ですけれども、高年齢の方というのは、まだ戦後教育を十分に受けていないということもあって、家庭の中で暴力があっても、それは当然のことだというふうに思っている。そういう認識もおありになる。また、男性のほうが被害に遭っている件数というのは少ないけれども、実際、相談に来ているのも男性は少ないのですが、相談した結果、よかったと思っているのは男性のほうが非常に高い。高齢者の女性の問題や男性の問題でも、家庭の中の暴力ということは、どういう理由があるにしろ、悪なんだということをきちんと理解をして、必要があれば相談機関に来ていただくためには、幾ら制度ができて、それをどうPRしていくか。潜在化しているような問題をいかに顕在化させて問題解決をしていくというような手当てが必要になると思いますし、また、29ページには、非常に長期化傾向が続いている。結婚して10年以降、一番ひどくなった時期でずっと我慢が続いている。やはりその間、個人としてもいろいろな努力をされてきたと思うのですが、なぜ問題解決に至っていないのか。

今回のデータは、量は非常によくわかるのですけれども、私は個別事例の中に解決の糸口が見えるようなケースがたくさん出てくると思うのです。例えば、家を一旦出たものの連れ戻されたとか、生活資金がなくて出るに出れない。先日、栃木県が20万円、逃走資金を出すというふうに新聞にショッキングな見出しが出ておりましたけれども、初期の一時金があれば出られたというような問題とか、一旦は配偶者の暴力が止まってしまっても、またもとのもくあみになってしまうということでは、暴力を振るう側の自助グループといいますが、セルフヘルプグループと申しますか、問題解決の糸口を探りながら、精神的なケアをしていくようなNPOの存在も必要だと思うのです。ぜひ個々の事例の中から、このDVの問題というのは一般化できないとは思いますが、その中に解決の糸口があると思いますので、どういう問題があって、そこに本来どういう手当てが必要だったかできていないとか、ある程度できているけれども、これは量的に足りないとか、専門家がいなかったとか、人材の問題、財源の問題というのを少し整理していただくと、次回の議論の取っかかりになるのではないかというふうに感じました。以上でございます。

渥美会長　そういうのは部会を設けて十分検討しなければならないと思います。

そういう資源の動員、それから連携というような観点から、また、問題解決の能力をどうやってつけるか。今ちょっとお話になりましたけれども、ホッとするのが男だとすれば、

暴力を振るっている男たちが早い段階で、それをどうやって解決することができるかということをおそろく考へている。だだけ、直せない。どうしたらそれが直せるかという問題にも関わってくると思うのですけれども、これも資源の総動員等に関係すると思いますが、社会的な背景との関係でこの問題をお捉えになられて、山崎さんに何かお話を賜りたいと思います。

山崎委員 DVの問題というのは、皆様のお話の中にもありましたように、家庭の中で、しかも密室の中で行われるということから、非常に発見と気づきの問題に大きな課題がございますね。この発見と気づきのシステムをどう構築するのか。そして、早い時期に予防に向かうことができるのか。先ほど波田委員も、小学校1、2年ぐらゐまでの早い時期にという、この問題が最初の段階で、発見と気づきのシステムをどう構築するのか。

次に今度は、その発見された方々が逃げ込めるシェルター、あるいは一時保護ですけれども、このシステムがどういふふうに動き出すのか。私は、緊急一時保護については全国調査をしているのですけれども、このあたりが、制度はあるということと、使いやすいということと、すぐ対応できる、つまりそこで非常に適切にそれが対応できるかどうか。これは、あるということと利用しやすいということは別のことですね。そのあたりの隔離、それから具体的にその方々が入所できる時間的な問題、できるだけ早くというところをどうするのか。

都内には実はいろいろなシステムがあることはあるのですが、それが緊急ということと、次の支援ということにどうつなげていけるのか、この課題があると思います。この支援のあたりは、シェルターから始まって、いろいろな民間、あるいは公的なもの、それから、やや公設民営的なもの、さまざまなものがそこがございますし、その支援のところ、先ほど加茂委員も、あるいは妹尾委員も、白石委員もおっしゃったような心理的なもの、あるいは社会的なもの、あるいは法的な対応、あるいは制度上の対応、それから、システムをそこにかけていくという、このあたりの問題をやはりきちんとしていく必要がある。

そして、3番目が自立支援ということだと思ふのです。主には女性たちですので、この自立支援のプログラムが必ずしもあるかどうか。今、私は東京ボランティア市民活動センターというところで仕事をしてありますが、これはいろいろなものをつないで、自立支援のシステムを今つくっているのですけれども、コーディネートする機能といひますか、いろいろな資源をつないでいって、ここをどうつくっていくのか。そういう意味では、これは縦割り行政ではだめで、警察の機能も、法的な機能も、心理的な機能も、あるいは精神的な機能も、さらにそれを展開していく、エンパワーメントしていける力、それらをやはり体系的にどう見ていくのか。私は、今度の委員の構成を見て非常に安心しましたことと、

それから、いろいろな立場の方が、皆さんがこの問題をいろいろな違う角度から対応しているという委員会の構成になっているので、すごく期待をしています。やはりネットワークの問題、資源の配分の問題で、制度上もしどこかにつまずきがあれば、それを開いてつないでいくということなどをしながら、今持てる資源に光を注いで、そしてもう一度、そこを再構築していけるようなことが必要ではないか。

それからもう一つは、この中で皆さんが一番望んでいらっしゃるの、調査の結果からですが、やはり相談や保護施設を整備する。49ページですが、これが男女ともに第1位ですね。ですから、ここにどう厚みをつけて機動力を上げていくのかということと、それからもう一つは、DV被害者の方々が、実はご自分も被害者だったというデータもこの中に出ておりますね。ですから、このサイクルを断ち切るためには、やはりそのあたりをどう構築していくのかということが必要になるとすると、実は夫であります加害者の側にも、先ほど妹尾委員もおっしゃいましたが、あるいは森野委員もおっしゃいましたが、リストラとか、アルコール問題とか、不況とか、生活上の苦悩とか、高齢期のシニアになってからの社会的な孤立問題とか、いろいろな背景もありますが、これらを加害者のまま放置するというよりは、それらにどう対応していくのかということもある。

そういう意味では、理念の問題というよりも、DV防止法、その他関連の法律が出てきたことは、これだけの件数が上がってくる非常に大きなきっかけになっていますし、これらをうまく活用しながら、やはりこのシステムをどういうふうにつくり上げていくかというためには、具体的で現実的にこの委員会の提言が進むことができたらいいなというふうに思っています。非常に期待しております。たくさんの被害者を今まで見てまいりましたので、どうぞよろしく願いいたします。

渥美会長 そうですね。犯罪の問題だというふうにも言われていましたけれども、犯罪の問題だといっても、今、山崎さんがおっしゃられましたように、被害者側もそうですけれども、加害者側を扱っていく際に、そういうレッテルを貼ってしまうとか、あるいは力を失わせてしまうということやるともう一回グルグル回りますので、それに対する対策もどうするかということを考えなければいけない。当然ながら、初期介入もしなければいけませんし、早い段階でどうやって間に入れるかということも問題になるでしょうし、現在あります我が国の制度というのは、あちらこちらに穴があいていますし、それから、先ほど波田さんがおっしゃいましたように、資源はかなりあるのに、それが無駄になっている。おっしゃられたように、それを連携させていくというか、そういうことも十分できていない。それから、地についた処理をしようとするれば、本当は一番下のところで処理をしなければいけない。

そういういろいろな問題をここに掲げていますけれども、犯罪と被害の問題全体をどのようにして仕組みをつくったりしながら、双方が健康になるような対処の仕方ということを何か考えなければいけないというお話がたくさん出てまいりました。それらをめぐって、前田さんに何かお話を賜れればと思います。

前田委員 私は、刑法の人間で、ちょっとズレているといえばズレているのですが、たまたまDV法をつくるのにお手伝いした関係があって、この問題にやや首を突っ込んでいるのですが、今のお話を伺っていて、国レベルで考える対策とか実情というのはやはりマクロであって、ミクロの部分はいろいろ研究しているといいながら見えていない。DV法でうまくいっているという評価をしているのですが、幼児を連れて出てくるようになったというプラス面があるというようなものは全然見えていないですね。数の上だけでどううまくいっているかとか、東京都は非常に高い評価を受けているわけです。ほかの県に比べますと東京都は非常にうまくいっているところで、ほかの県は予算の関係はああはいかないという見方をしているわけです。

ただ、それもまた表面的であって、東京都であれば、まさに一人ひとりの問題から出発した施策でなければいけないと思います。確かに、シェルターも含めて、東京都はやはりそういう意味で一番資源がそろっていますが、今ご指摘があったように、相互のつながりがうまくいっていないというような問題がある。そういうことを、まさに東京の現場から、そして、ここに出ている区市町村とのつながりというのも非常に大事だと思います。それを踏まえて、まさに有効活用で、今ここに審議のきっかけになるので、いろいろ相談事例だけでなく、凶悪事件が頻発しているということが出ていますけれども、これは配偶者の問題だけでなく、凶悪事犯、犯罪がものすごく増えてしまって、恐らくこのままいったら検挙率が凶悪犯でも半分ぐらいしか捕まらない状況になってしまっていますので、まさに社会で安全に暮らしていけるための資源が底を尽き出しているという状況だと思います。

ただ、その中で一番重要なのは、警察官を増やして犯罪対応をするというと兆の単位のお金が必要だと思いますが、そうではなくて、やはり家庭をよくして、それから少年問題でもそうですが、学校をよくしてとか、地域をよくしてとか、そういう視点からもやっていかなければいけない。渥美先生のお考えなので私が申し上げるのはあれですが、やはりコミュニティの復権、家庭の復権、その中での男女関係の見直しというのは非常に重要だと思います。

ただ、ここで出なかったもので一つだけ、国の側から見ていて議論が出てきて、最近、一番ショッキングだったのは、やはり女性被害というときに、本当に苦労しているのは外

国人女性ではないか。結婚している形をとって、一番悲惨な目に遭っているのは外国人女性ではないか。東京の留置場で女性留置人の半分以上は外国人ですよ。それから、シェルターに駆け込んで来て一番悲惨で、訴えることもできないし、形だけ結婚させられて、奴隷のような扱いを受けて、今、日本でトラフィッキングとか、悲惨なことは余りないといいますが、外国人女性に関しては、あるという議論がずいぶん出ていますよね。そういうことも、現に東京の繁華街の水商売といいますか、売春とか、そういうことをやっている女性のほとんどは日本人ではない。搾取されていて、しかも夫婦間の形をとりながら悲惨な目に遭っているというような問題もぜひ視野に入れてご検討いただければというふうに思っております。余分なことを申し上げましたけれども。

渥美会長 日本は、民族性が、なるべくほかの国の言葉は使いたくないものですから、わかりにくければ、今使われているエスニシティの問題がありますね。それは、日本ではないようなだというふうに言われるけれども本当なのか、そういう視点を今提供してくださいました。かなり大きな問題をはらんでいるはずで、それらにも目を向けなければならぬし、それは生まれてきた子どもさんに対する関係でも問題が起こりますし、そういう視点も中に入れなければいけないということになると思います。

あとは、実際の具体的な問題をケースワークでお捉えになるというか、それに対して手伝いをなさるといふ仕事が日本にはあって、日本の伝統というのはかなり古くからあります。外国人はその点についてよく注目をされますけれども、犯罪の分野に限ると、戦後できた民生委員もありますが、それ以前の段階での保護司がいます。5万人もいるんです。これは、ほかの国と比較にならないことですけれども、日本の誇れることだというふうに外国人が言うのですが。現実には子どもの問題やご夫婦の生活の問題から何か見えてくるところがあるはずですが、武中さんにわれわれの知らないことを教えていただきたいと思っております。

武中委員 本来ならば会長が出てくるような会議でございますけれども、なぜか私に行きなさいということで出てまいりまして、専門の先生方のお話を聞きながら、大変勉強になるなというふうに痛感しておりますけれども、実際、今、事例が大変増えております。といたすのは、やはり精神的な問題とか、子どものほうはなかなか見えてこない。ただ、高齢者の方の問題が増えているように思います。おじいちゃんがすごく怒鳴るために、精神的な面で非常に不安定になってきているというような相談が、私のところにもつい二、三日前もございまして、病院へ行ったほうがいいと言いましたら、行ってきたら、専門の先生ではなくて、内科の先生のところへ行ったらいいのです。そうしましたら、高齢者型のうつ病であろうと。非常にひどくないので大丈夫だからと言われたというのですけれど

も、話をしている非常に感じるんです。同じ子どもたちをもっていて仲間だった人なものですから。

ふだん話していると何でもなくても、やはり高齢者になってきて、私、専門ではないからわからないのですけれども、高齢者のうつ病というのが、お話を聞いていると、事例等も増えてきているのはそういった仲間に入るのかなというふうに思いますけれども、東京都では1万人ちょっとの民生委員、児童委員という両方の役を受けた仲間がおりますけれども、専門家ではございませんので、つなげる役という形で仕事をさせていただいています。夫婦げんかで血を流して民生委員のところにいらしても、いざ、つなげていこうとするときに辞退される方が多いんです。警察に知らせるのは嫌だと。聞いてもらえばいいんだと。それで、私たちは「別れてしまいなさい」とも言えないものですから、「離婚はあなたたち夫婦の問題であって、私たちは何も言えないけれども、たびたびだから我慢しないで、ちゃんとした相談所へ行って相談したほうがいい」という話をするのですけれども、いざとなるとなかなかそこまでいかないというのが現状です。そして、何日かたつと、見た感じは仲良くやっているんですね。そういうのを繰り返しているような、男女平等といっても、私たちの現場では、昔とは大分違いますけれども、まだまだだと。これをどういふふうにつなげていったらいいのか。今日は出していただいて、本当に感謝しています。ありがとうございます。

渥美会長 こういう問題を扱うのは、日本はそう遅くはなかったはずで、英米は早いですけれども、ほかのヨーロッパの文化圏はそんなに早くありません。ドイツなどは、去年からこの問題を考え始めたんですね。男と女が平等であるというのは、西欧の世界では平等で、アジアの世界では平等ではないというけれども、現実はどうもそうではないようです。

実際に、先ほどから出ておりますシステムをどうやってつくっていくかというときに、オーストラリアより大きいような東京都で裁判所が二つで、しかも、東京都が中心になって仕事をして何ができるだろうかという疑問もありますよね。そういう点で、現場の基礎自治体の中で、こういう問題にどのような対応をなさったり、あるいは苦情がきたりしているかというのを区長さんから少し伺いたいです。

原田委員 港区長の原田敬美です。ご指名なので、港区の取組みということで、ほかの区のことは今日は資料を持っておりませんのでご報告できませんけれども、港区で今何をやろうとしているかお話をいたします。この資料6にチャートが出ております、区市町村窓口ということの説明いたします。港区の場合、この太い枠の中の左側に女性センターという、これは一般例として書いてあると思いますが、港区でも同じように女性センターで、

昨年から男女平等参画センターと名称変更をしましたが、要は、女性センターとやってしまうと逆差別だろうということで、男性も使える施設にいたしました。それまでは女性の方が中心に使い、区内在住・在勤女性と登録団体については、使用料は無料だったのですが、一定の負担をしていただくということが必要だろうという形で、皆さんからご理解をいただいて、すべて有料でしかも男性も使える施設にいたしまして、そこでセクシュアル・ハラスメント等の暴力をはじめとしたいろいろなご相談をしていただくというようなことを現在やっております。

それから、今年の港区の一つの目玉として取り組んだのが、自立を支援していく仕掛けとなるコミュニティ・カフェの設置です。ちょうど今、予算を審議していただいているところなので、まだ決定ということではないわけですが、計画をしているところです。こういう被害者の自立を支援していくという問題は、従来の組織、制度の中ではなかなか対応し切れないところがあるものですから、総務課の人権・男女共同推進係において、コミュニティ・カフェというのを、この年度予算がご承認いただければ、秋口にオープンをしよう。それは、NPOとの協働事業として、港区がその施設を用意いたしまして、面積的には40坪ぐらい。ですから、学校の教室二つ分ぐらいの面積ですが、民営というのは、NPOの女性の活動をやっていらっしゃるところに場所を提供する形で、いろいろやっていただこうと思っております。ここに書いてあるようないわゆる相談機能、例えば、暴力の被害に遭われ、緊急事態を切り抜けた後自立に向けて、あるいは、いろいろな悩みを持っている方が、言ってみれば喫茶店ですけれども、そこへ来て悩みをお互いに話し合う、あるいは専門の方に相談をぶつけていく中で、被害にあった方の立ち直りを継続して支援していくという、そういう取組みを目玉として、平成15年度、新年度に取組みをやるということです。23区でも、都内の自治体でも恐らくこれは初めての試みではないかというふうに思っております。NPOと協働して、そういった相談の機能を提供する場を用意させていただこうということでございます。

それから、港区という地域柄で申し上げますと、先ほど外国人の話題が出ましたけれども、港区の人口の約1割が外国籍です。一番多い方がアメリカ人、あと韓国、中国ということですが、全部で120カ国の方が住んでいらっしゃるんです。ですから、港区の場合は、今はまだ表だっては数字で出ていませんけれども、外国人などの被害をどう相談するかというようなことが、港区の特性、地域柄として出てくるのかなと。そういうことも、NPOの専門団体の方と協力しながら区として、一生懸命やっていかなければいけないというふうに思っているところでございます。以上でございます。

渥美会長 先ほど出ましたけれども、一時保護から、次に出て事後の面倒といたしますが、

そういうことを系統だってしなければならない。日本には、昔は各町内に会館等があって、あるいは公会堂等々があって、それがかなりきちんと動いていたようですし、江戸でも大江戸の時代にはずいぶんそういうものがあったようですが、今は、それが十分な機能を果たしていない。この事後支援をしていくときに、先ほど出ましたように、就労の問題であるとか、それから就学に対する手続の問題とか、けがをした場合の入院対処であるとか、仕事をしたり種々の手続を進める場合の住民票の移動や獲得の問題とか、裁判所へ出て行く場合の手続をどうするかという問題とか、たくさん仕事がありますが、その仕事を、昔の日本人の心の温かさと、いい意味でのお節介さというものを中に入れてうまく働かせるというようなことも、今、港区長さんがおっしゃられたように、古臭いものだとはお考えにならないで、射程の中に入れてくださるだろうと思います。

ところで、そういう議論で実際に資源を総動員して複雑な問題にきちんと立ち向かっていきつつ、連携し、協調しながら多くの力が一緒に動きつつ、なるべく早い段階から予防ができ、対処ができるような仕組みをどうつくるかについて、議会でどんな議論がされているのか。それらを教えていただけると、ここでまた議論するとき、理解が十分であればその点をお伺いに行くし、足りなければ、こちらで少し応援をするというようなこともしたいと思いますので、議員さんにお話を賜りたいと思います。どんなことがどんなふう議論されているのか。どちらからでも、お2人続けてお話しただいて結構です。

馬場委員 馬場と申します。この問題を最初に伺ったのが、女性の国会議員がこの法律をつくりたいということでがんばっているというお話で、もう3年ぐらい前になるでしょうか、やっとつくれましたよという話を伺って、一度中身を伺ったときに、私たちから見て、がんばってくださったけれども、本当にこれで大丈夫ですかというようなことがたくさんありました。

一番大きかったのは、私たちが言うのは変ですが、予算がついていない。つまり、法律はできたけれども、普通は法律をつくったときには、それを施行したりするために、きちんと全国的に予算措置がされる。これは予算がついていないと言われてびっくりしたのです。結果的に、今あるそれぞれの自治体の役割なりを活用してやるしかないんだと。なぜかということ、議員立法であったということです。国が自ら、内閣府でもう少しがんばってくれたらよかったのかもしれないですが、議員立法でつくったから、財政的などころまでとてもできなかったというようなことで、でも、これはつくるべきだということでもがんばりましたということを受けて、それでは、施行に当たって、私たち実際にやる自治体がかんばらないといけませんねということで勉強を開始し、今、たくさんの委員さんからお話が出たような問題を課題として私どもも勉強いたしました。

しかしながら、一番大きいのは、縦割りの今の制度の中で、予算もつかない中で、どうやって具体的にどこが受け皿になっていくんだというようなことで、これは本当に大変でしたし、行政のそれぞれのお立場からしても、降ってわいたような問題で、東京都もそうですが、どこでどう対応するか。それで、相談はウィメンズで、後からの電話等の相談は男性も含めてウィメンズでやるという部分と、それから女性相談センターでやると、その2カ所は出ましたし、それから、それぞれの自治体でどこが受け持つか、窓口はどこにするか、その連携をどうするかというようなことも、現実に担当の方を含めて、連日、議論を交わしながら、この1年半前の施行、そして去年の相談センターの設置というふうな形でここまでできました。

今回、私が男女平等参画審議会でDVを中心に取り上げてくださるということは、最初は、ここまで進んで、例えば資料もこんなふうがたくさんあるのに、どんなふうに進めていかれるのかなというふうに思ったのですが、今日、ここへ参考させていただいてお話を伺う中で、ここでだからこそ、いわゆる社会福祉的な意味とは違う、この男女平等参画審議会で取り上げるということは、最後にお話が出てきましたけれども、その歴史的な男女平等になっていない部分も含めて、いろいろな面でやはり検討するということなのかなというふうにあえて思わせていただきましたので、そういう意味で、制度のことから、それぞれ出た具体的なことも含めて、必要なこと、個別の施策をどうしたらいいかということも含めて、こういう問題はどこがどういうふうに連携をし、結果的には国とか自治体とかありますが、大きくは、それぞれがどういう役割分担をして、連携をしてやるかという大きな問題がありますが、今度は、相談者なり、加害を受けている、また加害を加えている皆さんから、どういうふうに連携をしていけば、きちんこの問題に対応できるのか。そういう両方の面からここで審議をされる、対応されるということは、すごく重要なことだなというふうにあえて思いました。

ですから、ぜひ出ている問題をそれぞれのところで検討する。そして、さらに今まで以上に、DVを問題に、男女平等参画ということが平等社会に向けて少しでも役に立つというふうな形でできればいいというふうに思っております。

野上委員 私はどぶ板議員なので、現場の声から少しお話ししたいと思っております。今まで数多くのDVに携わってまいりました。亀有警察、そして葛飾警察には本当によくやっていただいております。このDV法ができ上がるときの女性の超党派の国会議員で、つくらなくてはいけないというのは本当に現場の声がたくさん持ち上がって、今、何とかしなくてはいけないのではないかということのできたということをお聞きしております。私のほうに相談に来られる方というのは、大体かなり長い間、暴力で悩んできている方が

多いです。そして、何がきっかけで相談に来られるようになったかという、夫が妻に暴力を振るっている姿を見て、自分の子どもが、あろうことか母親とか、あるいは父親に対して暴力を振るうようになった。そういうことをきっかけにして、今まで隠していたけれども、やはりここで打開しなくてはいけないということで相談に来る場合が大変多く見受けられます。ですから、先ほど発見と気づきということをおっしゃっていましたが、自ら自分の心を開いて相談に来る例が非常に多く見受けられました。

それからもう一つ、私がよくわからないのは、夫のいないところに逃げたいという、接近禁止命令を出していただいたにもかかわらず、妻が夫のところに帰って行ってしまふ。本当に命に及ぶような害を加えて虐待を受けていながらも、夫のところに帰ってしまふ。こういう精神的な弱さというか、経済的なものか、あるいは肉体的なものなのか。こちら辺は、心理学をやっている先生方もいらっしゃるの、後で教えていただければというふうに思っております。

それから、たまたまだと思うのですけれども、私の場合は、暴力を振るっている男性の職業が社会的に地位の高い人が多いです。弁護士さんかと、税理士さん、教師とか、最後に「士」とつく人が本当に多いんです。だから、先ほども話が出ましたけれども、失業とか、リストラとか、そういうこともあるのでしょうけれども、仕事のストレスからそういった暴力になってしまう人が多いのではないかと。そういう意味では、私は、暴力を振るっている配偶者への精神的な支援が必要ではないかということで生活文化局のほうにもちょっと言ったことがあるのですけれども、こういった支援制度をつくっていただければと思っております。

それから、シェルターを利用しても、利用期間が非常に短いです。ですから、なかなか自立をしない前に、数ヵ月たったら出て行かなくてはいけない。経済的な自立ができていないために生活保護になります。そこら辺は、それでいいのだろうかといつも悩むところです。

それから、最後ですけれども、生活保護になったときに、配偶者からの暴力ということで、妻からの暴力も中にはあります。それで、父子家庭に対する支援はほとんどありません。母子家庭には手厚いけれども、父子家庭に対する支援が少ないので、恵まれていないなということを感じております。これも、これからの行政の力が及んでいかないといけない点ではないかというふうに思っております。

ほとんど現場からの報告で申しわけありません。以上です。

渥美会長 現場からのご報告が一番大切だと思いますが。

森野委員 所用で中座させていただきますので、一言だけ今後の議論のために申し上げ

たいと思います。

こういう資料6のような図をもとに、それぞれのご専門の方が考えていって、これを東京都庁の皆さんが真面目に考えると、非常にきめの細かい仕組みを多分考えてしまうと思うのです。しかも、それはまた、さっきの逆に税金が今の国の制度では伴わないということ、一生懸命人を充てるようなことも東京都の人というのは真面目に考えてしまいがちなので、あえて別な切り口を一つ言います。

先ほどのご指摘にもありましたように、コミュニティというのが、東京の場合は、なかなか隣近所のことを通報しにくい環境になっています。これが東京の一番の課題ですが、そういった場合、今日的にはもっとネットコミュニティのようなもので、どういうふうに通報なり情報を連絡していくかということの一つ考えたほうがいいたらと思います。それで、非常に具体的な例で話しますと、何かあったときには、事実関係を、今は携帯電話をみんな持っていますから、これでどういうふうに誰かに知らせるか。音声でもいいですし、携帯でメールでも知らせることができます。そういったこともあります。

実は、ちょっと個人的ですけども、私のこの端末はセコムの防犯機能があって、何か有事がある場合には、セコムのガードマンが駆けつけるようなサービスも、万が一ということがありはしないと思っているんですけども、一応入っているんです。こういった今の新しい、全てこれを公共でやるのではなくて、民間のいろいろなサービスをどういうふうにこの中に組み込んでいくかという議論もぜひ今後の議論の中で取り入れていただきたい。これだけつけ加えておきたいと思います。

渥美会長 今おっしゃられた点から言うと、子どもの放課後の活動とか、社会でのみんなのスポーツ活動とか、種々の活動がありますね。その中に人々が加わってきていて、その中から子どもの問題とか、家庭の問題とか、そういうものが伝わってくる。それをどういうふうに扱いながら処理するか。そういう経験をしたり、そういう仕組みをつくったりしている地域や場所というものも世界にはかなりありますね。だから、今、森野さんがお帰りのときにおっしゃられましたけれども、もちろんサイバーの世界でもいいけれども、本当に実社会でこういう問題を見つけることができる道をつくることはできるはずなんです。それらを考えることもここでのテーマにしたいと思います。

それからもう一つ、先ほど馬場さんから予算の問題がありましたけれども、実際の仕事をこれに基づいてしていきますと、役所の中ではいろいろな分野に関係しますでしょう。役所のその分野に関わるもので、役所が施策として上げているものにプラスになるものだったら予算は持ってきてもらう。ここでは予算のない役所の部門かもしれませんが、そこで検討を加えたものに、よかったら予算を持っているところが振り当てるということをや

っていただければ、何も法律をつくらなくても処理はできるはずです。

というのは、一番上の国ではきちんとした仕組みができていて、それに従って都道府県も大体それに合っていますが、一番下へきますと、実際に動きますから、どこかに分けられているわけではないですね。その作業を下の基礎自治体で連携をして作業をする。しかも、今、森野さんが言われたように、共同体の種々の活動と一緒に動かしていく。そうなりますと、一つの役所におさまらない。おさまらないものに一番重要なものがあるのだから、それが社会的に効果的だったら、それにお金をつけなければ役所としては意味がないというふうに考えるような方向もここで検討してみる必要は十分あると思うのです。

石原知事が資料2で言うておられますから、男女共同参画基本法からこういう法律ができて、社会の仕組みが変わりつつある。東京都では、東京都行動計画、チャンス&サポート東京プラン2002というものをつくりましたと。こんなことを全部やっています。こういうふうになっていければ、これは全体が動かなければならないもので、一つのところで扱うものではありませんので、こういう宣言があるとすれば、東京都は当然そういう作業があれば金を出さなければならぬはず。法律上の根拠が法律に一つ一つついている必要はないわけですから。その点、議員さんにも議会でがんばっていただきましょう。

それについて、こちら側からどういうふうな提案をするかということまで考えるというような機会が得られればよろしいと思いますので、その際、両方で双方向で知恵を出し合って、議会にどういう形でお持ち帰りいただくかを議員さんも一緒に考えていただければというふうに伺いました。

さて、中島さんからご意見を賜っていないのですけれども、行政のご経験がおありになると同時に、今、ある制度の中でのお仕事ですが、今日の話の全体をお聞きになられて、何かお一言、将来のために賜ればありがたいと思います。

中島会長代理 現在、社会福祉事業団というところに勤務しております。この事業団は、都立の社会福祉施設のうち、障害者の施設と児童の施設を受託、管理、運営している事業団でございます。児童の施設、いわゆる児童養護施設を預かっておりますので、今日お話を伺いまして、私、一番率直に感じましたのは、子どもさんがいる家庭での配偶者暴力というのが、さんざんお話がございましたけれども、子どもに対する影響がすごく大きい。これは、身体的な暴力だけではなくて、それ以外の暴力であっても、子どもに対する影響が非常に強いということだろうと思います。そういう意味で、子どもはこれから何十年も将来があるわけでございますから、その子どものためにも、さんざん皆様からご意見が出ました早期発見のシステムというのが非常に重要だなという印象を強く持ちました。児童の虐待の場合には、ご承知のように、今、さまざまな早期発見の体制ができ上がりつつあ

るわけでございますが、家庭内、特に配偶者暴力の場合には、本人の申立てがないと動かないというシステムがあるわけですが、子どもが絡む場合には、私はその辺を少し見直す必要があるのではないかという気すらしているというのが一つでございます。

それからもう一つは、非常に難しいのですが、加害者側の、なぜそういう暴力を振るようになったのかというきっかけといえますか、動機というか、これの実際のところの分析がなかなか難しいだろうと思います。これは統計的にもなかなかとれないだろうと思いますが、この辺の対応というのが、実際に暴力を振るってしまった加害者へのカウンセリングももちろん必要ですが、それと同時に、予防的な面から、何かそういう分析ができないのかという気がしているのですけれども、これはちょっと高望みかもしれませんが、そういうものがあれば、むしろ何らかの形で歯止めがかかるのではないかと。その点の決め手になるのはやはりコミュニティだろうと思うのです。コミュニティがかなり広い包容力があれば、今申し上げた早期発見、それから予防という面での機能が非常に強くなるのではないかと気がしております。以上でございます。

渥美会長 ありがとうございます。もっと次の審議へ向かってご指示賜ることが多いだろうと思いますけれども、時間もきてしまいましたので、今日伺ったことをまとめながら、次にそれに対する対応ができるような体制をきちんとつくっていかねばならないと思います。

意見交換を終わりました、次の段階へ移りまして、事務局のほうから今後の運営について説明をしてもらいます。では、事務局のほうからお願いします。

金子参事 それでは、審議会の今後の運営について説明をさせていただきます。一番後ろに綴じてある資料8をお開きいただきたいと思います。

「東京都男女平等参画審議会の運営について(案)」でございます。この1、2にございます、まず部会の設置についてでございます。運営要綱第7で、「会長が必要と認めたときは、審議会に部会を置くことができる」と規定されておりまして、また、要綱3では、「部会に属すべき委員は、会長が指名する」と規定されておりまして、本審議会を機動的に運営し、より具体的な検討を行うために、専門部会を設置いたしまして、こちらの案に記載された委員の皆様方にご審議いただくということでご提案をさせていただきます。

渥美会長 お忙しい中、ご協力を賜るのも心苦しゅうございますけれども、今日出ましたように、かなり重要な問題であり、しかも、行政の仕組みそれ自体を変えることができるかもしれないような大きなことですから、ぜひ加茂さん、妹尾さん、波田さん、番さん、それから広岡さんは帰られましたけれども、松原さん、山崎さん、申しわけございませんがお力を賜りたいと思います。よろしく願い申し上げます。私も、時間のある限り参加

させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、その点、事務局のほうから、これから後のことについて、今のようなご提案がありまして、それを中に入れて、部会は部会で作業を進めていきたいと思えます。

その後の審議のスケジュール等についても、また説明を願いたいと思えます。

金子参事 今後の審議スケジュール(案)について説明をさせていただきます。同じ資料8の3に案が記載されてございますが、事務局では、次のようなスケジュールでご審議をお願いしたいと考えております。

3月下旬から6月下旬にかけて部会におきまして検討し、これは概ね月1回程度の開催を予定しております。被害実態等々の把握と問題点の整理を中心にご議論をいただき、9月から11月にかけて中間報告をおまとめいただく方向でお願いをしたいと思います。この間、国の動きなどの状況によりまして、総会を開催させていただくことも考えたいと存じております。その上で、12月中旬に総会を開催し、中間報告を決定・公表。この間、都民意見を聴取するという事もいたしまして、16年の1月1日から部会の検討を再開し、問題点を踏まえた対策のあり方について検討し、4月から最終報告書の検討に入りまして、7月を目途に最終報告をいただきたいと考えております。

以上でございます。

渥美会長 今のようなスケジュールに従って進んでいきたいと思えます。物事を決めるのは、考える時間も大切ですが、しかし、速度というのが物事を決める上で一番重要な要素であります。お忙しい中、速度を速める上で、ご協力賜りたいと思えます。皆さん、大変お忙しい中ですが、特に専門部会の方々には多くのことをお願い申し上げますけれども、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

では、次の部会の日程を事務局のほうからご案内ください。

金子参事 こちらに書いてございますが、専門部会を3月26日、水曜日の午後6時から8時で開催をさせていただきたいと思えます。夜のお時間で申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

渥美会長 それでは、専門部会は3月26日、水曜日、午後6時から8時までの時間に関くことにいたします。よろしゅうございますか。よろしくお願い申し上げます。

何かほかに特に意見をくださいますようなことがございましたら、よろしゅうございますか。

では、最後に総務部長の嶋津さんのほうからご挨拶があるようですから、よろしくお願い申し上げます。

嶋津総務部長 総務部長の嶋津でございます。本日は、初回にもかかわらず、大変貴重

で活発なご議論をありがとうございました。

今、立ち上がる前に、局長のほうから二つほど補足をしてくれというお話がございましたものですから、申し上げておきたいというふうに思っております。一つは、もうすでに議論の中で出ておるものですから改めてとは思いますが、今日、私どもとして調査審議としてお願いしたい事項は、基本的には被害実態の把握・分析ということでございますけれども、それに加えて、それをもとに、被害者の支援のあり方と加害者対策のあり方、この二つをお願いしたい。さらに加えて、区市町村と民間との連携のあり方もお願いしたいということで、大きい意味では三つの項目をお願いできればというように考えてございます。くどいようですけれども、一言申し添えさせていただきます。

それからもう一つ、金子のほうでご案内いたしました今後のスケジュールですが、12月に次の総会をとというようなことを申し上げましたけれども、金子のほうからも、その間に必要とあればということをお願いしました。今日のお話を聞いておまして、局長のほうからも、ぜひその間にもチャンスを見てまたお集まり願えれば、いいお話がたくさんできるのではないかとということがございましたものですから、改めてスケジュールのほうはまた調整をさせていただければというふうに思っております。

それはそれとして、私のほうからは二つほど申し上げておきたいというふうに思います。一つは、1年半の長丁場でございますので、その間、会長のお話もありましたように、スピードの関係で施策に反映したほうが良いというものがございましたら、金のない東京都でございますけれども、何とかそんなことをお話しただければ、できるだけ努力をしてまいりたいというふうに思っております。

それからもう一つは、小声で申し上げますけれども、私ども事務局で、できるだけ皆様方に不便のないように、不都合のないようにいたしたいというふうに思っておりますけれども、行き届かない点があるかと思っております。また、こんな平場ではお話しにくいこともあろうかと思っております。そういうときには、私をご利用していただければというふうに思っております。

そんなことを申し上げながら、お礼の言葉にかえさせていただきます。ありがとうございました。

渥美会長 私の進め方の不行き届きによりまして、5分ばかり時間を超過してしまいました。貴重な時間を皆さんから奪い取ったようなことになりまして申しわけございません。以上で本日の会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

金子参事 どうもありがとうございました。

午後8時05分閉会